

職員の通年輕装ガイドライン

1 目的

(1) 公務能率の向上及び市民サービスの充実

季節や気温に適した服装により快適な勤務環境を保つことで、職員のストレス軽減、健康増進及びモチベーションの向上を図り、公務能率及び市民サービスの向上を目指す。

(2) 快適な職場環境の整備及び職場の魅力向上

職員が業務内容や勤務環境に応じた適切な服装を自ら選択できることで、職員個人の多様な価値観の尊重や職場全体の魅力向上につなげる。

(3) 省エネルギーの推進及び環境負荷の低減

冷暖房設備の適切な運用と温度調整を行いながら軽装を推進することで、省エネルギーを推進し、環境負荷の低減を図る。

2 対象職員

全職員（再任用職員、任期付職員、会計年度任用職員等を含む。）

3 実施内容

年間を通じて、ノーネクタイ、ジャケットの非着用等の軽装による勤務を可能とする。

4 服装の目安

別紙「服装の目安」に従い、清潔感があり、節度をもった服装とすること。

5 留意事項

- ・看護師、保育士等、業務上特定の服装が定められている職員については、当該職務に適した服装を優先すること。
- ・ネクタイやジャケットの着用を一律に禁じるものでないこと。
- ・議場内での服装は、従来のルールに従うこと。
- ・服装に迷う場合は、原則として本ガイドライン及び別紙TPOの考え方に基づくこととし、必要に応じて所属長が判断すること。所属長は、組織全体の統一性を保つ観点から公平に判断すること。
- ・職員は個々の快適さと業務効率を考慮し、気温に応じて適宜調整を行い、快適な勤務環境を維持すること。
- ・冷暖房の使用に当たっては、適切な設定温度とし、職場全体で快適な環境づくりに努めること。
- ・市主催の会議等において服装を指定する場合は、その旨を参加者に周知すること。

服装の目安

【基本ルール】

- ・市民や来庁者、外部関係者に対して不快感や違和感を与えないこと。
- ・極端に派手な模様や装飾など、華美な柄は控えること。ただし、明るい色や鮮やかな色であっても、全体として節度と調和が取れていれば差し支えない。
- ・T P O（時・場所・場面）を踏まえた服装を選択すること。

（具体例）

時：式典、議会、公式行事ではフォーマルな服装を基本とする。

場所：庁舎内の通常業務では軽装を可とする。

場面：来客対応、首長・議会对応、報道対応など信頼性が特に求められる場合は、ネクタイやジャケットの着用が望ましい。

種 別		可否	備 考
服装 (上)	ノーネクタイ	○	
	ノージャケット	○	
	カジュアルジャケット	○	
	カットソー	○	襟なし可
	ワンピース	○	露出の多いものは避けること
	ポロシャツ	○	
	Tシャツ	×	市関係イベントでのPR活動によるものは可
	ランニングシャツ	×	インナーとしては可
	ノースリーブ	×	〃
	パーカー	×	
	デニムジャケット	×	
	ジャージ	×	
	スウェット	×	
	セーター	○	
	タートルネック	○	
	カーディガン	○	
	フリース	○	
	防寒着（ダウンジャケット等）	×	屋外での防寒目的に限り可
服装 (下)	スカート	○	露出の多いものは避けること
	スラックス	○	
	チノパン（綿パン）	○	
	デニムパンツ	×	
	ハーフパンツ	×	
履物	サンダル	×	
	スニーカー	○	
	ローファー	○	
その他	帽子	×	屋外での日よけやPR活動目的、防災関係に限り可
	マフラー、ネックウォーマー	×	屋外での防寒目的に限り可